

救急業務高度化推進に関する部会の設置について

【設置理由】

- 1) 平成3年に救急救命士制度が発足して以降、救命効果の一層の向上を図るため、救急救命士の処置範囲の拡大が進んでいます。
- 2) 処置拡大するためには、医学的観点から救急隊員が行う応急処置等の質を保証する「メディカルコントロール」体制の構築が一つの条件とされ、大阪府においては、平成14年に危機管理室消防保安課の所管のもと「大阪府救急業務高度化推進連絡協議会」（以下「府MC協議会」）を設置し、メディカルコントロール体制を構築しました。
- 3) また、平成21年には、傷病者の搬送及び受入れが迅速かつ適切に行われるよう、消防法が一部改正され、都道府県において搬送及び受入れの実施基準を定めることが示されたことを受け、大阪府は、保健医療室医療対策課の所管のもと「大阪府救急医療対策審議会」（以下「救対審」）（大阪府附属機関条例に基づき設置）の下に実施基準の改正等の検討を行う部会を設置し運用しています。
- 4) さらに、保健医療室医療対策課では、救急隊の病院選定や医療機関の応需状況などの病院前情報と診断名や病院での処置、患者転帰などの病院後情報を紐付けて、一体的に分析・検証できるシステム「ORION」を運用しており、大阪府内の救急業務に関するデータが蓄積されてきているところです。
- 5) 一方では、従来から、救急隊による観察や応急処置、搬送先選定などの「救急隊活動の質」と医療機関の応需状況を含む受入体制などの「実施基準や救急医療体制のあり方」を検証・協議する場が分かれていることが課題として挙げられており、平成29年8月には、「大阪府における三次救急医療体制のあり方について（答申）」の中で、大阪府全体の救急医療と搬送を検討する救対審と府MC協議会に関して、一体化すべきという項目が示されました。
- 6) このような現状を踏まえ、救急搬送と病院受入れ実態の把握・分析を一体的に行い、府域全体の救急・医療体制のさらなる質の向上につなげるため、府MC協議会を新たに救対審の部会として位置付けるものです。

【部会における協議内容等】

- ・メディカルコントロールを担当する救急医療機関の選定、担当範囲の区域割り、各地域間及び隣接府県のメディカルコントロール関係部局との調整
- ・救急救命士に対する指示及び救急隊員に対する指導・助言体制、救急活動に関する事後検証体制の運営並びに救急隊員教育のあり方に関する調整等、メディカルコントロール体制の構築に関する調整
- ・救急救命士の特定行為及び指導救命士に関する認定並びに救急救命士及び指導救命士の育成・教育・研修等に関する調整

【スケジュール】

- 1) 本審議会で、部会設置について承認。(※設置日は平成31年4月1日付)
- 2) 平成31年3月開催予定の「大阪府救急業務高度化推進連絡協議会」(府MC協議会)で承認を得て、協議会を解散。
- 3) 平成31年4月から「救急業務高度化推進に関する部会」の運用開始。
(※部会の運営に係る事務等は危機管理室消防保安課にて行う。)